

中世の院御厩司について

——西園寺家所蔵「御厩司次第」を手がかりに——

木村 真美子

はじめに

院政に関する研究は活況を呈しているが、その基盤ともいえる院庁内部の組織や人的な構成等の詳細については、いまだ明らかにされていない点が多い。なかで、院庁の分課的な機構のひとつである院御厩は、院政期において、軍事的な側面からの重要性が指摘されており、これについて検討することは、院政期の政治史を考える上で少なからぬ意味を持つものと思われる。

院御厩については、橋本義彦氏が「院政論」¹⁾において、院庁の構成および院の組織した武力について検討するなかで論及している。そして、橋本氏もその編纂に関わった『皇室制度史料 太上天皇』²⁾の第四章「太上天皇の院司」に載せる解説には、その要件が簡潔にまとめられている。すなわち「御厩は御車および牛馬等を管して御幸に供奉するのを任とし、別当以下案主・舎人・居飼・車副等の員を置き、別当は御幸に際し後騎を勤めるのが例であった。其

の職掌上警衛にも関係して重視されたりしく、後三条上皇の頃より別当には公卿が任せられる例となり、源平争乱期には源義仲・同義経が相ついで院御廨の事を管掌したが、義経没落後は源頼朝の縁者一条能保が別当に補され、さらに親幕府派の権門西園寺家の廷臣がこれを独占するに至った」という。院御廨についての制度的な概要は、おおむねここに述べられた通りである。

その後、高橋昌明氏は、平忠盛を中心とした勃興・発展期の平氏について論ずるなかで、御廨別当を院庁内部における軍事貴族の指定席として位置付け、中世初期の御廨別当の変遷について詳細に検討している⁽³⁾。また、網野善彦氏は、鎌倉時代の西園寺家(庶家を含む)の所領を分析し、同家が院御廨別当を世襲したことが、家領の形成に大きな意味を有したことを述べている。網野氏はさらに、院御廨の構成員である御廨舍人や居飼の交通・運輸上の役割に着目し、馬借・車借との関係をも指摘している⁽⁴⁾。このほかにも、下級官人の動向を論ずるなかで、院御廨やその構成員について言及する論文⁽⁵⁾はあるが、中世の院御廨について包括的に論じたものはなく、基礎的なデータとなる院御廨司(院御廨別当および院御廨預の総称)の沿革についてさえ、十分な検討がなされているとはいえない。

そこで本稿では、従来知られていなかった西園寺家所蔵「御廨司次第」という史料を紹介し、その性質を明らかにするとともに、「御廨司次第」と従来から知られていた院御廨関係の史料とをあわせて、院御廨司と案主についての沿革をさぐり、その特徴を明らかにしてみたい。そして、これによって、院御廨を中世前期の政治史のなかに位置付けたいと思う。

一 「御厩司次第」の紹介

学習院大学史料館が、西園寺公友氏から寄託をうけた「西園寺家文書」⁽⁶⁾のなかに、「御厩司次第」と題する文書一通が含まれている。

まず、釈文を掲げよう。

(第一紙)

御厩司次第

河内国会賀・福地
両御牧御知行

〔越中守〕
□□□

橘頼里

寛治二年

最初御厩司、遂而御牧檢注、

被定置_置宿直人畢、

鳥羽院

二位中将経実

崇徳院

右衛門督季通_{通季}

〔案、下同シ〕
安主左兵衛尉宗時

近衛院

美作守忠盛

安主左衛門尉家貞

十年 自康治一
至仁平一

同御宇
(x院)

安芸守清盛

安主同

六年 自仁平三
至保元三

二条院

右衛門督信賴

安主左衛門尉貞能

一年 自平治元
或說無之、

同御宇
(x院)

中納言清盛遷任

安主筑後守貞能

十一年 自永曆元
至嘉祿二

高倉院

左衛門督重盛

安主同

二年 自承安元
至同二

同御宇
(x院)

右衛門督宗盛

安主同

三年 自承安三
至安元元

同御宇
(x院)

右衛門督知盛

安主同

四年 自安元二
至治承三

同御宇
(x院)

堤大納言朝方

安主外記大夫

三年 自治承四
至壽永元

(第二紙)

安徳天皇
左馬頭義仲

安主八嶋冠者 一年 寿永二

後鳥羽院

九郎大夫判官義経

安主後藤兵衛尉

小目代
藤新大夫

一年 元暦元

(X) 院
同御宇

右大将頼朝

遠江守時政為御代官領之

小目代日向介
次南左衛門尉

一年 文治元

同御宇

按察中納言光親

三年 自文治一
至同四

同御宇

左兵衛督能保

自關東
被進之

安主安房刑部丞盛綱

二年 自文治五
至建久元

同御宇

花山院左大臣

安主刑部大夫仲国 小目代
藤治郎監物

五年 自建久二
至同六

同御宇

一条中納言能保

還任

安主後藤左衛門尉基清

一年 建久七

同御宇

左兵衛督高保 (能)

安主同

二年 自建久八
至同九

土御門院
西園寺太政大臣 公經公

安主左兵衛尉景經 小目代 一年 正治元
左藤五

同御宇
三条坊門内大臣 信清公

安主同 小目代 十八年 自建仁三
同 至承久二

武藏守泰時

承久三閏十二月關東使以 行村
駿河守泰村而人、御殿別當司令

安主駿河次郎泰村 一年 承久三六月ヨリ
同閏十二月マテ

常盤井太政大臣 表氏公
管領之由承事

安主石見守友景 小目代 筑後權守
資忠 法名道禪

冷泉太政大臣 公相公

安主老岐守範景

後西園寺前太政大臣 実兼公

安主筑後守時景

竹林院左大臣 公衡公

安主筑後守師景

西園寺内大臣 実衡公

安主筑後守吉景

(第三紙)

権大納言公宗

安主筑後判官忠景

後常盤井右大臣実俊公太政大臣

安主同

権大納言公永

安主政景

慶寿院前右大臣実永公

安主同

観音寺前太政大臣公名公

安主有景

後竹林院前左大臣実遠公

安主基景

于時得生院
前右大臣公藤公

安主同

号後観音寺
前左大臣実宣公

安主豊景

本書は、楮紙三紙を貼り継いで書かれており、縦が二七・五糎で、横が全長一二三糎である。記述は上下二段に分かれ、上段に院御厩司の歴名を、下段に案主と在任期間を記している。本書の成立年次を示す奥書等は存在しないものの、本文の末尾が「号後観音寺前左大臣実宣公」であり、西園寺実宣の死後に書かれたことがわかる。実宣は天文一〇年（二五四）九月一二日に没しており、それからさほど遠くない時期に作成されたものであろう。

二 「御厩司次第」の検討

(一) 「御厩司次第」の特徴

「御厩司次第」は、訂正や単純な誤りが少なからずあり、草稿段階のものと思われる。また、承久の乱以前と以後、つまり御厩別当が西園寺家の世襲になった実氏より前と後とで、書き方が変化していることを容易に見とれる。すなわち、実氏より前の部分では、御厩司の右肩に時の天皇（時の治天を記しているわけではない）を、案主の下には在任期間を記しているが、実氏以後の部分にはない。さらに、官途の書き方に注目すると、二人目の経実から一六人目の左兵衛督能保までは、堤大納言朝方を除いて、別当在任時の当官と考えられるが、はじめの頼里、朝方および花山院左大臣兼雅以後はおおむね極官が記されており、統一性を欠いている。本書は一見しただけでも、以上のような問題点を含んでいるのである。

しかしながら、高橋・網野両氏によって、院御厩の管領地である可能性が高いとの指摘がなされている河内国会

中世の院御厩司について

表1 「御厩司次第」以外の史料から確認される院御厩司の一覧表

番	院	年月日	任	御厩司	官途
1	後三条	延久 4.12.25	任	藤原基長	参・従二・右中將・周防權守
2	白河	寛治 1.2.5	見任	藤原経実	非参・従三・右中將
3		保安 3	見任	藤原通季	權中・従三・中宮權大夫・左衛門督
4	鳥羽	大治 4・8・2	任	平 忠盛	備前守
5	後白河	保元 3・8・11	任	藤原信頼	非参・従三・皇后宮權大夫・左兵衛督
6	高倉	治承 4・3・4	任	平 知盛	非参・正三・左兵衛督・丹波權守
7	後白河	寿永 2・12・1	任	源 義仲	従五下・左馬頭
8		文治 1・4・27	任	源 義経	従五下・左衛門尉
9		文治 1・12・27	任	藤原朝方	權中・正二
10		文治 5・6・24	任	一条能保	参・従三・右兵衛督
11		建久 2・12・29	見任	花山院兼雅	右大臣・正二
12	後鳥羽	建久 9	見任	西園寺公経	参・正四下・左中將
13		正治 1・7・12	任	坊門信清	参・従三・右衛門督
14	後堀河	貞永 1・10・4	任	園 基氏	参・従三・右兵衛督
15	後嵯峨	寛元 4・1・29	任	西園寺公相	權大・正二
16	龜山	文永 11・2・7	任	西園寺実兼	權大・正二
17	後深草	正応 1・1・8	見任	西園寺公衡	中・従二・中宮大夫
18	伏見	永仁 6・7・22	任	西園寺公顕	權中・正二・中宮權大夫
19	後宇多	嘉元 3・⑩・22	任	吉田定房	權中・従三
20	後伏見	応長 1・1・27	見任	西園寺実衡	權中・従二
21	光明	貞和 4	任	西園寺公重	大・正二・左大将
22	後光厳	応安 4・3・23	任	西園寺公永	權中・従二
23	後円融	永徳 2・4・11	任	西園寺公永	權大・正二
24	後小松	応永 19・10・14	任	西園寺実永	權大・正二

*院の項は、御厩司が仕えた上皇。出典は、17, 18 が『公衡公記』, 20 が『実躬卿記』, それ以外はすべて『皇』に記載されている史料である。

表2 院御厩司対照表

西園寺公重	西園寺公宗	吉田定房	西園寺公顕	西園寺公衡	西園寺実兼	西園寺公相	園基氏	西園寺実氏	北条泰時	坊門信清	西園寺公経	一条高能	一条能保(再)	花山院兼雅	一条能保	藤原朝方(再)	源頼朝	源義経	源義仲	藤原朝方	平知盛	平重盛	平宗盛	平清盛(再)	藤原信頼	平清盛	平忠盛	藤原通季	藤原経実	橘頼里	人名	
○	×	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	×	×	○	○	○	×	○	○	○	△	○	×	×	○	×	○	○	○	○	×	表1
×	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	本書

*藤原朝方は、還補という形で確認されるので△とした。

賀・福地兩牧を、院御厩司の知行地と明記していることや、御厩司のみならず、従来わずかに知られるのみであった案主の名を記していること、さらに、その記載が寛治二年（一〇八八）からはじまり、天文年間ころまで四五〇年以上の長きにわたっていること、などの特長があり、記載内容の信憑性が確認できれば極めて有益な史料だと考えられる。

そこでまず、その信憑性について確認するため、本書に見える御厩司を、他の史料によって知られるそれと比較してみた。そのために、『皇室制度史料』収載の史料に院御厩司であることを明示する史料を新たに若干加え、院御厩司の一覧表を作成した（表一）。さらに、本書との違いを明確にするため、所見の有無を対照させてみた（表二）。表二に見る通り、西園寺実氏より前の部分について比べると、表一に見えて本書に見えない者はなく、本書のみ見える者が七人ある。この七人とも院御厩司であった蓋然性の高い者ばかりである。また、共通する一二人については、順番も一致しており、本書の信憑性はかなり高いといえる。

しかし、実氏以後の部分について比べると、表一に見えて本書に見えない者が四人ある。これは本書の信憑性を述べるにあたって大きな問題となろう。そこで、本書に見えない御厩司について検討することで、この点を明確にしてみたい。そして、それは本書の成立と密接に関わってくると考えられるのである。

（二）「御厩司次第」の成立

承久の乱以降の院御厩別当職は、西園寺家が相伝していたことが従来から指摘されてきた。しかし、ここでひとつ気になる史料を掲げよう。室町後期に成立した故実書である『名目抄』に、「御厩別当西園寺代々補之、当流又補之」とある。『名目抄』の著者は洞院実熙であり、ここにてでくる「当流」とは、西園寺公経の三男実雄に始まった洞院家をさす。つ

まり、御厩別当は代々西園寺家から補任されているけれども、洞院家からも補任されたことがある、というわけである。実熙は、没年未詳で、長祿元年（一四五七）に四九歳で出家しているので、『名目抄』は一五世紀中ごろまでの状態を伝えていることになる。翻って本書を見てみるに、洞院家の人間は見当たらない。のみならず、実氏以後の部分については、西園寺家嫡流の当主以外を載せていないのである。これは、いったいどういうことであろうか。そこで次に、在職が確認されるにもかかわらず本書に載せられていない四人の御厩別当、園基氏・西園寺公顕・吉田定房・西園寺公重について検討してみよう。

園基氏は、四条天皇への讓位に伴う後堀河院庁開設にあたって御厩別当に補されている。¹⁰このとき西園寺実氏は、執事別当であった。承久の乱後、後高倉院政が行なわれ、ついで後堀河親政となったが、親政の間は実氏が後院御厩を管掌していたと思われる。そのあとをうけて御厩別当となった基氏は、後堀河院の生母北白河院の弟であるとともに、実氏にとっても父方の祖母の兄弟で、のちに息公相の岳父にもなっており、姻戚関係にあった。寛元四年（一二四六）後嵯峨院庁発足に伴い、公相が執事別当の土御門顕定より上臈でありながら、御厩別当に就任したことを「人以傾奇」したと『公光卿記』¹¹は記している。ここから、執事は御厩別当より上臈の勤めるべき職であったことが知られる。後堀河院政下で執事となった実氏は、息公相がまだ幼少であるため、弟の洞院実雄にその職が渡るのを嫌い、中継ぎとして基氏を御厩別当に据えたと考えられる。そして、後嵯峨院のときには、執事よりも上臈であったにもかかわらず、公相が御厩別当となったのである。そこには、西園寺家の御厩別当職に対する執着がうかがえよう。

二人目の西園寺公顕は、公衡の異母弟で、伏見院庁発足時に公衡が執事をつとめた際の御厩別当である。このとき公衡の息実衡はまだ幼少であったため、公衡・公顕兄弟の父実兼の意向で、中継ぎとして公顕が補任されたのである。また、三人目の吉田定房は、後宇多院の信任篤く、嘉元三年（一二三五）閏二月に公衡が弟の公顕ともども後

宇多院の勅勘を蒙ったとき、御厩別当に選任されたものである。¹³ 四人目の西園寺公重は、実衡の男で公宗の異母弟にあたり、建武新政期に公宗の後伏見上皇擁立計画を密告した功績によって西園寺家の家督とされた。しかし、南朝に祇候したため、西園寺家の家督は公宗の遺児実俊にうつったのである。¹⁴

西園寺家にとって不都合な定房が除かれたのは当然としても、西園寺家の姻戚である基氏や、西園寺家庶流の公顕・公重すらも載せられず、また『名目抄』にあるような洞院家の人名もない。その理由は、西園寺家嫡流の当主だけが、代々御厩別当に補任されてきたことを示すため、それ以外は載せない方がよいと判断されたからだと思われる。では、なぜそのことを示す必要があったのだろうか。

本書は前述したように、西園寺実宣の没後に作成されたものである。御厩別当の職務が無実化していた室町時代の最末期に、わざわざ西園寺家が御厩別当であることの正当性を示す必要があったとすれば、その目的は御厩別当職というよりも、同職と不可分の関係にあった会賀・福地牧を領有する正当性の主張であったに違いない。つまり、他家が御厩別当に補任されることで、両牧を知行せんとするのを、阻止しようとしたものだと考えられる。そして、その他家とは、洞院家が断絶していたこの時期にあつては、今出川(菊亭)家にはかなるまい。

今出川家は、鎌倉中期の公衡の異母弟兼季を祖とする西園寺家の分家で、西園寺家と同格の清華家であり、伏見宮家とのつながりによって勢力を保っていた。近世に入ってから御厩別当は確かに西園寺家がつとめているが、今出川家から補任された事例もあり、¹⁵ 中世においてすでに、今出川家から院御厩別当に補任された前例があったものと思われる。室町時代においては、御厩別当といってもはや所領としての得分権以外の何物でもなく、西園寺家領というのと同義であった。そして、応仁の乱後は公家の家領荘園における荘務権はほとんど失われ、結局わずかな所領の奪い合いとなっていた。¹⁶ その趨勢のなかで、今出川公彦と西園寺公朝が会賀・福地牧の領有権をめぐる相論となり、

そこで西園寺家代々の知行の正統性を示す証拠文書として、公朝が作成した歴代の院御厩司と案主の書き上げの草案が、本書だったのではなからうか。

このように、本書の成立や性質を考えると、前述の四人の別当の名が見えないからといって、それ以前の部分の信憑性をそこなうことにはならず、むしろできる限り正確に作成したものだと思われることができよう。以上の検討から、本書は中世の院御厩司について見てゆくための有効な史料だと考えられる。そこで、次章以降から院御厩司および案主の沿革についての具体的な検討にはいる。

三 院御厩司について

本章では、白河院政期からの院御厩司について、前章で紹介し、その信憑性を確認した「御厩司次第」(以下「次第」と略す)を利用してながら検討をすすめていく。

最初に御厩司として登場する橋頼里¹⁷⁾は、寛治二年(一〇八八)当時、左衛門尉で検非違使である。前越中守で没していることに加え、残画からも「橋頼里」の上には「越中守」と書かれていたと推定される。しかし、五位の左衛門尉にすぎなかった頼里が院御厩別当に任ぜられたとは考えにくい。そこで、次の二位中将藤原経実とあわせて見てみよう。『上皇御移徙記』¹⁸⁾ 応徳四年(一〇八七)正月二十九日の白河院の移徙の記事に「二位中将経実卿御厩別当、供奉御後、」とある。さらに、『為房卿記』同年五月一九日条の白河院御幸の記事には「三位中将^三衣冠、検非違使頼里^{冠、布衣、帶弓簡}、候御車後、」と見えている。頼里が、車後に候して御幸の警衛にあたっていた際の御厩別当は、経実だったのである。

以上から、橘頼里は別当ではなく、むしろ案主に近い存在であったと考えられる。名前の下の割注から、頼里はもと後院領であった会賀・福地牧を院御厩領とするにあつたの検注を行なつたことで特筆されたに違いない。とすれば、本来頼里の名は経実の下に書かれるべきであった可能性が高い。また、経実は嘉保三年（一〇九六）に権中納言に任ぜられているので、⁽¹⁹⁾経実が二位中将と呼ばれた時には、鳥羽天皇はまだ即位していなかったことがわかる。したがって、右肩に「鳥羽院」とあるのは「堀河院」の誤りである。

次の右衛門督通季は、西園寺家の祖とされる藤原通季である。右衛門督にはなっていないが、保安三年（一一二二）⁽²⁰⁾左衛門督に任じられており、右は左の誤りである。通季が保安年間に御厩別当であったことは、後の記録⁽²¹⁾から確認できる。

次の平忠盛については、高橋昌明氏の研究がある。高橋氏は、白河院政末々鳥羽院政期について検討し、院の御幸の際に御厩別当が「車後」・「後騎」をとつとめた事例が多いので、この役をとつとめる者は御厩別当だと考え、藤原家成や源有賢等もこの任にあつたことや、同時に複数の御厩別当が存在した可能性を指摘している。そして、撰閲家御厩⁽²²⁾が、上下別当制を採っていることから、院御厩も同様だったのではないかと推測する。しかし、院御厩については、上下別当という職名は史料上全く検出されない。さらに、氏自身がめまぐるしい御厩別当の交代に疑問を抱いている通り、ここは別の可能性を想定したほうがよさそうである。

『長秋記』大治四年（一一二九）八月二日条に、忠盛の「鳥羽殿御厩預」であつたことが見えている。高橋・網野両氏の指摘どおり、鳥羽殿御厩は院御厩であつたと考えてよからう。この記事は鳥羽院政発足時のものであるが、「如本可執申」とあり、忠盛は白河院政期にも、鳥羽殿御厩預であつたことが知られる。⁽²³⁾また、この史料は同時に、院御厩に「預」という職があつたことを示している。⁽²⁴⁾忠盛の前任の通季は、この前年の大治三年に薨じている。当時

白河院の判官代であった忠盛は、そのあとを襲って御厩を管掌する立場となったが、いまだ五位であったため、別当ではなく預になったのであろう。そして、鳥羽院政下で四位別当となった時に御厩の預から別当に昇格したと考えられる。つまり、院御厩の長官は、高橋氏がいうような複数の別当が存在するという重層構造ではなかったのである。表一を見れば明らかのように、平忠盛・源義仲・源義経の三人は、「御厩司」就任時の官職が、他に比して非常に低い。また義仲や義経を「別当」と表記しているのは『平家物語』や『源平盛衰記』だけで、同時代の史料には見えない。²⁶五位であった彼らは忠盛と同じく別当ではなく預に就任したのであろう。預とは別当にかわって御厩を文字通り「預」っており、預が長官であったときは「車後」の役を他の院の別当がとめたわけである。²⁷

忠盛のあと「次第」では、藤原信頼を除いて平氏の名がつづく。そのなかで、従来から知られている史料によって信頼と知盛の御厩別当就任は確認されるが、清盛（二度）・重盛・宗盛は見えていない。高橋氏は、平氏について忠盛・知盛以外に清盛・重盛・重衡が別当であったことを推測している。清盛・重盛は「次第」に見えるが、重衡の名はなく、かわりに宗盛の名が記されている。『吉記』安元二年（一一七六）四月二十七日条によれば、後白河院天台受戒登山の行列において宗盛は「後騎」をつとめていることが知られ、御厩別当であった可能性が高い。²⁸一方の重衡であるが、高橋氏は、重衡が別当であった根拠として、当時左馬頭であったことを挙げている。つまり、院御厩と馬寮の職務の共通性から、左馬頭が御厩別当を兼ねていたとするが、その二役を同時に兼ねたことが確認される事例は、源義仲だけである。左馬頭であるゆえに、御厩別当であったとはいききれまい。³⁰とはいえ、平氏一族が院御厩と左馬寮を同時に掌握していたのは確かである。それを前提にして、義仲は左馬頭になり、ついで院御厩司を兼ねることができたとも考えられる。また、「次第」の記事も一連の平氏の御厩司は、明らかに在任期間が間違っている。人名と順番はわかっていたものの、年記は知られておらず数合せをしたのであろうか。

堤大納言朝方こと藤原朝方⁽³¹⁾は、『玉葉』文治元年（一一八五）一二月二七日条に「一、院御厩別当、朝方卿、本奉行之職也、可被還補敷、」と見えており、その還補については明証がある⁽³²⁾。しかし、最初の補任がいつであったのかは知られていなかった。「次第」には、知盛のあと義仲が就任する以前に補任されたことが見えている。後白河院との関係の深い朝方が御厩別当となったのは、治承四年一二月清盛が後白河法皇に再び院政を要請したとき以外にはありえない。とすれば、近臣の御厩司就任が院政再開における要件のひとつであったこととなり、このころの院権力のなかでの御厩司の重要性が示された事例と評価できよう。

さらに、義仲・義経のあとに頼朝の名が見えるのも注目される。頼朝の名の下には、案主ではなく、北条時政が代官であったことが記されている。さきに掲げた『玉葉』の記事は、頼朝から後白河院に送られた申状の一部である。

義経の解官⁽³³⁾によって御厩司は空席の状態となったが、鎌倉に在りつづけた頼朝は、御厩別当に就くことはなく、京都にあった時政が代官として実務を執行したのであろう。そして、廟堂改革を迫る頼朝が、後白河院との折衝のなかで、義仲就任以前この職にあった朝方を推挙したものと推測される。ちなみに「次第」では、頼朝のあと按察使中納言光親となっているが、これは按察使中納言朝方⁽³⁴⁾の誤りである。おそらく本書のもとになった史料の作成者のなかで「按察中納言」といえば、承久の乱後に殺された葉室光親だとの印象が強烈で、つい筆がすべったのであろう。

その後の御厩別当は、表一にある通り一条能保・花山院兼雅・西園寺公経・坊門信清の名が確認されている。しかし、「次第」を見ることによって、一条能保の還補および息高能の補任が知られ、御厩別当への任免は、時の権力者の動向と密接に結び付いていたことがわかってくる⁽³⁵⁾。すなわち、朝方が義経与同の嫌疑で斥けられたあと、頼朝の妹婿で、京都における頼朝の手足ともいえる一条能保が補任される。その後、建久元年（一一九〇）一二月の九条兼実の関白就任時には、後白河院の意向で右大臣花山院兼雅が補任され、院の執事院司と御厩別当を兼帯している⁽³⁶⁾。そし

て、建久の政変による兼実失脚と同時に一条能保が還任された。これはもちろん、頼朝と当時朝政を牛耳っていた源通親との合意によるものであろう。能保没後はその子高能が、さらに翌年の高能没後は、能保の曾の西園寺公経が補任されている。ところが、頼朝が正治元年（一一九九）に没すると、京都における幕府勢力は後退し、一条能保・高能父子に仕えていた後藤基清・中原政経・小野義成の三人の左衛門尉が一条家を冷遇した通親に対する襲撃を企てた、いわゆる三左衛門事件³⁷が起こり、それに関連して公経は籠居した。そのため、院政を開始した後鳥羽院の意向で、院の叔父で側近でもある坊門信清が次の御厩別当となったのである。³⁸

さて、「次第」によれば信清のあとには、承久の乱を経て、北条泰時が一時御厩を管掌し、ついで幕府と深いつながりを持つ公経の子実氏が、御厩別当になっている。実氏の補任は「関東使」の派遣によって行なわれており、一旦幕府が完全に御厩別当職を接収したのち、実氏に管領させたと考えられる。つまり実氏は、幕府の強い意向によって御厩別当に就任したのである。

院政期から鎌倉初期において院御厩は、時の権力者達の意向を反映した院御厩司、すなわち院御厩別当もしくは院御厩預によって管掌されていた。しかし、承久の乱後は鎌倉幕府の意向から、西園寺家が院御厩別当職を相伝することとなり、院御厩司は院御厩別当のみをさすようになった。それは同時に、平氏の興隆と共に左馬寮をも管掌し、牛馬を自由にする力を得た院御厩司が、承久の乱を経て幕府によって武力的な側面をそぎおとされた結果であった、ともいえよう。

四 院御厩案主について

案主とは、別当や預の下にあって、舍人以下居飼・車副等御厩の構成員を統轄し、御厩の実務を行なう重要な職であると考えられる。しかし、具体的な人名については、従来ほとんど知られていなかった。そこで、「次第」を手がかりとしてたどってみることにする。

まず通季の時の案主左兵衛尉宗時は、春日祭の舞人として『台記』および『兵範記』仁平三年一月二六日条に見える「左兵衛尉藤原宗時」の可能性が高いが、未詳である。

忠盛から知盛にかけての平氏の別当在任期間中の案主は、『平家物語』に見える殿上の闇討ち事件の際に忠盛に近侍していたことで知られ、「平氏第一郎等」と評された平家貞と、その子で清盛の「専一腹心者」といわれ、平氏の軍事・家政両面にわたって活躍した、貞能である。特に貞能は、高橋氏によって「院御厩の実質的統轄責任者」であったことが指摘されている。⁴³ また、二人はともに左衛門尉・檢非違使から受領という昇進ルートを辿っており、これ以後の案主の属性と共通点があることも注目されよう。なお、信頼が別当であった時の案主も貞能と書かれているが、その注に「或説無之」とあるのが正しかろう。

次の朝方の時の案主外記大夫については、『後白河院北面歴名』⁴⁴に「従五位上 中原師信外記大夫」とあり、この人物の可能性もあるが、不明である。

つづく義仲の時の案主八嶋冠者は、『吾妻鏡』文治元年一月二〇日条に出てくる「八嶋冠者時清」が該当するか

と思われる。『尊卑分脈』⁽⁴⁵⁾によれば、近江源氏重実の一族が八島を名乗っている。重実の一男で平治の乱に源義朝の身代わりとなって自害した重成の子に時清が、また重実の子で八島先生時成の子に忠重（本名時清）が見えており、このいずれかである可能性が高い。『吉記』寿永二年（一一八三）七月二十九日の京中守護のために義仲に従って入京した武士の交名に、後者の兄弟である「葦敷太郎重隆」の名が見え、義仲との関係が知られる。⁽⁴⁷⁾また、この一族は、時成が検非違使・左衛門尉から近江守となり、時成の兄弟重貞も兵衛尉から筑後守、葦敷太郎重隆も左衛門尉であり、案主になる人物が就く官途との共通性を有している。

義経の時の案主後藤兵衛尉は、頼朝の同母妹で後に一条能保の室となる女性を育てた実基か、もしくはその養子の基清⁽⁵⁰⁾であろう。元暦元年（一一八四）には、二人とも兵衛尉であり官途からは決めがたい。しかし、実基は保元・平治の乱で義朝のために奮戦しており、治承・寿永の内乱では屋島の合戦に参加しているが、高齢であったと思われる。一方の基清は、一条能保還任時の案主をつとめているので、こちらの可能性が高い。基清は能保室と乳兄弟にあたり、その縁で能保に仕えるとともに、従五位下左衛門尉で検非違使を兼ね、後鳥羽院の下北面のちに西面となった。⁽⁵¹⁾その後、承久の乱で京方に属し、息基綱によって殺されている。⁽⁵²⁾

能保が初度の御厩別当をつとめた時に案主であった安房刑部丞盛綱は、武蔵横山党の刑部丞小野成綱もしくはその男盛綱⁽⁵³⁾であろう。成綱の男で盛綱の兄弟である小野義成は、前に触れた三左衛門事件で基清とともに処罰されており、一家との関係が深かった。さらに、義成はその事件後に基清とともに後鳥羽院の御所を警固しており、院の北面もしくは西面であったと思われる。この義成の父親が兄弟なのであるから、能保の時の案主にふさわしいといえよう。刑部丞という官途に注目すれば成綱が該当するが、一方名前の一致する盛綱は、従五位下左衛門尉で下総守となり、院の西面衆にも名を連ね、⁽⁵⁵⁾承久の乱では京方について敗走している。⁽⁵⁶⁾父子であるため官途と名前を混同したものと思

われ、どちらとも決めがたい。なお、呼称の頭に「安房」と冠された理由は不明である。

花山院兼雅のときの案主刑部大夫仲国は、後白河院の近習にして上北面であり、院の細工所の別当をつとめた源仲国⁽⁵⁸⁾である。仲国の妻は丹後局高階宋子の縁者で、建永元年（一二〇六）に後白河院託宣事件⁽⁵⁹⁾を起こしたため、夫婦ともども追放されるが、後に許されて卿二位兼子の後見役となった。なお、兼雅との直接のつながりは不明である。また、公経および信清のときの案主左兵衛尉景経については、『明月記』建久九年一月九日条に見える「左馬允藤景経」の可能性もあるが、不明である。これまでの事例からみて院の北面であったと推測される。

それでは、実氏以後の案主についても見ていこう。網野氏はかつて、西園寺家の別当の下で、案主は「景」を通字とする一族が世襲していたのではないかと推測したが、⁽⁶⁰⁾「次第」をみれば、まさしくその通りであったことがわかる。この一族は、系図類には見えないが、姓は中原氏であり、代々西園寺家に仕えていた。

まず、実氏の時の案主石見守友景は、寛元四年（一二四六）正月の後嵯峨院庁発足にあたって、御厩別当には公相が、そして案主には「後院之時前石見守友景」とある通り、後院の時からすでに友景が任じられていたことがわかる。⁽⁶¹⁾「後嵯峨院北面歴名」によれば、「前石見守中原友景^{所司}」、「正五位下友景^{大夫尉、所司}」とある。次の範景も、同書に「左衛門少尉中範景^{友景子、西園寺家侍}」、「範景^{中、大夫尉、老岐守}」とあり、友景・範景父子は、院の北面で西園寺家に候していたことがわかる。実兼の時の案主時景についても、『園太暦』に引用される「後西園寺入道相国記」（実兼の日記）文永九年（一二二七）一一月二六日条に、「予下知時景、居飼・厩舎人等、兼仰時景令用意也⁽⁶²⁾」とある。

次の師景の前に、本来為景が入るべきだが、別当一代に案主一人という書き方であるためにズレが生じ、為景の名は抜けてしまったのであろう。⁽⁶³⁾師景は、伏見院の御厩別当であった公頭⁽⁶⁴⁾の時の案主をつとめていたことが知られ、⁽⁶⁵⁾さらに、後伏見院の御厩別当実衡の時も案主をつとめている。「広義門院御産愚記」（『公衡公記』）延慶四年（一一三一

一)二月四日条に「移御馬并御厩舍人・居飼事、御厩案主師景差下代官申沙汰之、」とあり、ここからも案主の仕事がわかる。その後、同時代史料上に案主として明記されているのは有景と基景⁽⁶⁶⁾だけである。

ここまで見てきたように、院御厩案主は院御厩司の家司もしくは家人であるなど、院御厩司との関係が深く、昇進ルートも左衛門尉・検非違使から受領、そして院の北面に連なるような身分の者がつとめていたようである。頼朝の時の代官時政および泰時の時の案主三浦泰村はこれにあてはまらないが、彼らが例外であることは自明であろう。そして、西園寺家の別当職相伝にともない、案主もまたその家司であり、「景」を通字とする中原氏によって世襲されたのである。⁽⁶⁷⁾

おわりに

本稿では、西園寺家所蔵「御厩司次第」について、その記載内容を検討し、その信憑性を確認した。あわせて本書は、記事最末に載せる西園寺実宣が薨じてそれほど経ていない天文年間後半ころに、実宣の子公朝が、自らの院御厩領会賀・福地牧を知行することの正当性を主張するために作成した文書の草案であろうと推測した。

そして、「御厩司次第」を手がかりとして、いくつかの点を明らかにした。すなわち、院御厩は院政成立期から鎌倉初期にかけて、院御厩司と総称される院御厩別当あるいは院御厩預を頂点とし、その下に案主がいる構成であったこと。中世前期において院御厩司が院に限らず当時の権力者達の意向を反映した人々が補任されたが、承久の乱後は、幕府の意向によって西園寺家(庶家を含む)が相伝したこと。案主は、多く院御厩司の家司・家人であるなど院御厩司

との関係が深く、院の北面に祇候するような身分の者がつとめており、西園寺家の院御厩別当職相伝にともない、その家司である中原氏が案主を世襲したこと、である。

しかし、今後さらに院御厩について考えるにあたり、重要な鍵となる左右馬寮との関係は、今回ほとんど触れることができなかった。先行研究⁽⁶⁸⁾においても、つねに意識されているこの問題は、官司請負制について考える素材ともなり、本稿において軽々に論ずることは不可能である。別稿を期したいと思う。

註

(1) 橋本義彦『平安貴族社会の研究』（吉川弘文館、一九七六年）所収。初出は一九七五年。

(2) 吉川弘文館、一九七九年。以下、『皇』と略す。

(3) 高橋昌明『清盛以前』第五章「平忠盛と鳥羽院政（上）」（平凡社、一九八四年、所収。以下高橋氏の説はこれによる）。

(4) 網野善彦「西園寺家とその所領」（『国史学』一四六号、一九九二年）、同「中世前期の馬借・車借―厩との関係を中心に―」（『立命館文学』五二二号、一九九二年）。

(5) 中原俊章『中世公家と地下官人』（吉川弘文館、一九八七年）、本郷恵子『中世公家政権の研究』（東京大学出版会、一九九八年）。

(6) その全貌については、『学習院大学史料館所蔵史料目録 第一五号 西園寺家文書』（同館、一九九八年）を参照。

(7) 『公卿補任』天文一〇年、実宣の項。

(8) 会賀・福地牧については、『藤井寺市史』、『羽曳野市史』等に史料が集められている。小野博司「室町後期における三条西家の領主権の考察」（『法政史学』三五号、一九八三年）によれば、三条西家の所領の多くは、西園寺家領の下地を分割したものである（割合は西園寺家が三分の二）。室町末期において会賀牧三分の一を三条西家が知行していたことが知られるため、そのころまで西園寺家の三分の二の知行も継続していたものと推測される。このほか院御厩領として知られる美豆牧は、当初からのものでなく、鎌倉初期に院御厩が管領するようにな

ったことが、『吾妻鏡』文治五年閏四月四日条に見えて
いる。

- (9) 『公卿補任』長祿元年、実熙の項。
 (10) 『民経記』貞永元年閏九月二二日条。
 (11) 『洞院家廿卷部類』所載『公光卿記』寛元四年正月
 二九日条(『皇』所収)。
 (12) 『公卿補任』嘉元三年、公衡の項。なお、この事件
 については、森茂暁「関東申次をめぐる朝幕交渉―西園
 寺実氏以降―」(同『鎌倉時代の朝幕関係』思文閣出版
 一九九一年、所収)、遠藤基郎「鎌倉後期の知行国制」
 (『国史談話公雑誌』三二号、一九九一年)を参照。
 (13) 『実躬卿記』嘉元三年閏二月二二日条。
 (14) 森茂暁「北朝と室町幕府」(同『南北朝公武関係史
 の研究』文献出版、一九八四年、所収)。
 (15) 『院中番衆所日記』(『皇』所収)。
 (16) 中世後期の公家の所領経営については、菅原正子
 『中世公家の経済と文化』(吉川弘文館、一九九八年)を
 参照。
 (17) 『中右記』承徳二年五月一日条に卒伝がある。こ
 れを見れば頼里の大体の経歴がわかり、参考となるので
 引用する。「午時許前越中守橋頼里卒、年卅七頼里者父母
云々

- 不知誰人、左近相撲最手故橋高行末孫云々、院御宇寄瀧
 口兼内舎人、又寄藏人所衆、殊有別寵、任左衛門尉、不
 経幾歳為檢非違使、寛治二年今上為八幡行幸行事留大夫
 尉、同四年依故陽明門院分任越中、八ヶ年秩滿、任中濟
 公文、此春得替、壯年之間遂以卒去、是過分幸之所致
 歟」。頼里については、米谷豊之祐『院政期軍事・警察
 史拾遺』(近代文芸社、一九九三年)二三四～二三八頁
 に、創設期の白河院下北面のひとりとして取り上げられ
 ている。また、頼里は白河殿の中に堂を持っていたこと
 が『中右記』永久二年一月三〇日条により知られる。
 (18) 宮内庁書陵部編『図書寮叢刊 仙洞御移徙部類記』
 下(明治書院、一九九一年)所収。
 (19) 『公卿補任』嘉保三年、経実の項。
 (20) 『公卿補任』保安三年、通季の項、および『中右
 記』保安四年二月一九日条等。
 (21) 『葉黄記』寛元四年正月二九日条。
 (22) 撰関家の御厩に触れたものとしては、前注(3)高
 橋書、前注(4)網野「中世前期の馬借・車借」、前注
 (5)中原書以外に、元木泰雄「撰関家における私的制
 裁」(同『院政期政治史研究』思文閣出版、一九九六年、
 所収。初出は一九八三年)、中込律子「撰関家と馬」(服

藤早苗編『王朝の権力と表象』森話社、一九九八年、所収がある。

(23) 白河院政期においても鳥羽殿御厩預が院御厩預であったのかは不明である。

(24) 『拾芥抄』中、院司部第八には院司「……御厩別当」としかないが、すぐ後に撰閑家「御厩別当・預・家主・舍人・厩飼」とあり、参考となる。

(25) 前注(3) 高橋書所載の「院司変遷表」によれば、忠盛が鳥羽院の四位別当となったのは、遅くとも保延二年である。

(26) 義仲が御厩を管掌する立場となったことについて、『吉記』寿永二年一二月一日条に「院御厩事被仰義仲云々」と記すが、『源平盛衰記』第三四は、法住寺合戦の直後に義仲が「院ノ御厩別当ニ成テ、思フサマニ馬取ノランモ所得也トテ、押テ別当ニ成」ったと記している。また、義経は、『吾妻鏡』文治五年閏四月三〇日条によれば、文治元年四月二七日に「御厩司」に補されたという。

(27) 高橋氏は、保元三年の後白河院政発足時に、藤原信頼と藤原隆季が院の御幸の「後騎」をつとめている事例を挙げている。信頼が御厩別当に就任していたことは確

かであるが、隆季については、院司であるということ以上の説明は困難である。

(28) 東山御文庫本「讓位部類記」(『皇』所収)に、保元三年八月一日の後白河天皇讓位にもなう院司の補任で、信頼が御厩別当となっていたことが確認される。また、『玉葉』治承四年三月四日条には、知盛が院御厩別当に任せられた記事がある。

(29) なお宗盛は、安元元年に右衛門督から左衛門督に転じている。また、知盛も右衛門督であったことはなく官途は誤りであり、治承三年に右兵衛督から左兵衛督に転じている。

(30) これは、院御厩と馬寮との関係を否定するものではない。特に平氏の躍進の契機となった平治の乱以降の左馬頭は、清盛の子や孫の重盛・宗盛・重衡・行盛が歴任している。

(31) 朝方は、寿永二年の義仲による後白河院の近臣に対する処分で解官されており、また記録類にも近臣としての働きが載せられ、院の信任の厚かったことがうかがえる。しかし、九条兼実は「朝家無其要人也」(『玉葉』元暦元年九月一九日条)等としばしば酷評している。

(32) 『吾妻鏡』文治五年閏四月一日条。

(33) 『吾妻鏡』文治五年閏四月三〇日条によれば、義経は文治元年四月二七日に御厩司に就任し、八月一四日には伊予守に補任されたが、結局十一月一八日に解官されている。

(34) 『公卿補任』文治二年、朝方の項。

(35) 鎌倉初期の政治情勢についての概説は非常に多く一々挙げないが、龍肅『鎌倉時代』下(春秋社、一九五七年)、上横手雅敬『承久の乱』(旧版『岩波講座日本歴史』五、一九六七年)、同『鎌倉時代政治史研究』(吉川弘文館、一九九一年)、橋本義彦『源通親』(吉川弘文館、一九九二年)等を参考とした。

(36) 『玉葉』建久二年二月二九日条。通常執事院司と御厩別当は兼帯するものではなく、後白河院の兼雅に対する信任のほどがうかがえよう。

(37) 三左衛門事件については、上横手雅敬『承久の乱の諸前提』(同『日本中世政治史研究』塙書房、一九七〇年)、杉橋隆夫『鎌倉初期の公武関係―建久年間を中心に―』(『史林』五四巻六号、一九八一年)、前注(35)橋本書一四二―一四五頁を参照。

(38) 『明月記』正治元年七月一五日条に「去十二日以信清卿被補御厩別当云々、公経卿遂以被改歟、籠居之間猶

蒙繪言、依呈御馬・御劍等悉納受云々」とある。

(39) 森茂暁『東使』とその役割』(前注(12)森書所収、初出は一九八七年)によれば、「関東使」は公武関係上、比較的重事に関与する使者であることが多いという。

(40) 『頭広王記』仁安二年五月二八日条。『愚管抄』巻第五にも「一ノ郎等」とある。

(41) 『吾妻鏡』文治元年七月七日条。

(42) 平家貞と貞能について触れている論考は多いが、さしあたり角田文衛『平家後抄』上(朝日新聞社、一九八一年)、五味文彦『院政期社会の研究』(山川出版社、一九八四年)、田中文英『平氏政権の研究』(思文閣出版、一九九四年)を参照。

(43) 高橋氏は、高野山領化する以前の備後国太田荘の年貢が、院御厩の牛馬の衣、御厩舎人・牛飼に与える衣服料として毎年院庁に進上されていた(『平安遺文』三三七五号)事実を注目し、太田荘と院庁の文書のやりとり(『同』四八六三―四八六九号)から、貞能が御厩の統轄者であったことや、清盛が院御厩内部の問題に対して具体的な指示を与える立場にあったことを指摘している。

また、本郷恵子氏は、前注(5)書五七頁において、高橋氏と同じ史料から、貞能は「院御厩の案主として御厩

舍人を統率する立場にあったのだろう」と述べている。

(44) 小松茂美「右兵衛尉平朝臣重康はいた―『後白河院北面歴史』の出現―」(『水荃』六号、一九八九年)に影印と翻刻を載せる。

(45) 『尊卑分脈』三、清和源氏、六三―六五頁。

(46) 『平治物語』中「金丸尾張より馳せ上り、義朝の最後を語る事」、『愚管抄』巻第五。

(47) 八嶋冠者と葦敷氏との関連については、佐伯真一氏のし教示を得た。

(48) 『平治物語』で「坊門の姫」と呼ばれるこの女性については、角田文衛「源頼朝の妹」(同『王朝の明暗』東京堂出版、一九七七年)、新日本古典文学大系『保元物語・平治物語・承久記』(岩波書店、一九九二年)所載の「保元物語・平治物語人物一覧」(日下力氏執筆)の同項を参照。

(49) 後藤実基については、前注(48)「保元物語・平治物語人物一覧」の同項を参照。

(50) 後藤基清については、前注(37)上横手論文、中川博夫「後藤基綱・基政父子(一)―その家譜と略伝について―」(『芸文研究』四八号、一九八六年)、平岡豊後鳥羽院西面について(『日本史研究』三一六号、一九八

八年)等が触れている。

(51) 基清が、後鳥羽院の下北面であったことは、『明月記』建久九年二月一四日条および『参軍要略抄』北面始事によって知られるが、『系図纂要』によれば、後白河院の北面でもあったという。

(52) 『吾妻鏡』承久三年七月二日条。

(53) 小野成綱・盛綱については、菊池伸一「承久の乱に京方についた武蔵武士―横山党の異端小野氏―」(『埼玉地方史』二〇号、一九八七年)に詳しい。

(54) 「小野氏系図」(『統群書類従』第七輯上)。

(55) 『天台座主記』第七〇権僧正公円の項に、建保元年八月三日に山訴によって解官された西面衆として「野三左衛門尉」と見える。

(56) 『吾妻鏡』承久三年六月一五日条。

(57) 『猪隈関白記』建永元年四月二日条、『愚管抄』巻第六および『心記』(『歴代残闕日記』三〇)「建久三年三月一八日条等。

(58) 源仲国については、杉山次子「鎌倉初期の北面衆と軍記物語」(豊田武教授還暦記念会編『日本古代・中世史の地方的展開』吉川弘文館、一九七三年所収)、上横手雅敬「平家物語の虚構と真実」上(『塙書房』一九八五

年)が詳しく、前注(5)本郷書四八頁にも触れられている。なお、『平家物語』小督巻で有名な仲国が、この源仲国ではなく、高階仲国であったことは、日下力「都の戦争体験と軍記物語の成立—高階仲国の足跡を明らかにしつ—」(栃木孝惟編『平家物語の成立』有精堂出版、一九九三年所収)が明らかにしている。

(59) 『明月記』正治二年二月一日・建永元年五月二〇日条、『猪隈関白記』建永元年四月二一日条、『三長記』同年五月一〇日条、および『愚管抄』巻第六等。

(60) 前注(4)網野「中世前期の馬借・車借」。

(61) 『皇』三六六〜三七八頁。

(62) 『園太暦』延文元年二月二七日条。この史料は、「厩舎人」の前に「御」と記さず、院御厩のものでなく西園寺家の厩の記事であろうが、おそらく同様の仕事をしていたと考えられる。

(63) 為景は、『公衡公記』正応二年(一二八九)四月二五日条に「主馬首中原為景兼左衛門尉、院御厩案主也」と見える。この時の治天は後深草院で、御厩別当は公衡であった。さらに「伏見宮院御幸始記」(『公衡公記』)永仁六年八月五日条に伏見院の下北面として「前若狭守為景友景子」と見え、友景の子で範景の兄弟であったことがわかる。

(64) 前注(63)「伏見宮院御幸始記」同日条。

(65) 『吉統記』正安三年十一月八日条。

(66) 有景については、『公名公記』嘉吉三年三月一四日条、八月八・一二・一六日条、一〇月一〇日条等を参照。基景については、『京都御所東山御文庫記録』甲七〇に享徳二年二月日付御厩案主基景申状がある。

(67) 前注(5)中原書一八四〜一八八頁および『皇』三二六頁の標出によって、院御厩案主と見られてきた右將曹中臣近武であるが、それは『山槐記』治承四年四月二七日条の記事によっている。すなわち、「去廿一日、以將曹二人被奉副加新院御隨身(中略)帥大納言隆季、奉仰、令右中弁兼光朝臣監言召仰兩人、又左將曹秦信光可致御車并左召次沙汰、右將曹中臣近武可致右召次御厩案主沙汰之由被仰、」とある。しかし、「御厩案主の沙汰を致すべし」と命じられているのであって、「御厩案主たるべし」とは書かれていない。この記事をもって近武が案主であるとはいえない。

(68) 前掲諸論文以外では、五味文彦「花押に見る院政期諸階層」(前注(42)書所収)、市沢哲「鎌倉後期の公家政権の構造と展開—建武新政への「展望」—」(『日本史研究』三五五号、一九九二年)等。